

## 精神保健福祉法に基づく入院の概要

項目	入院形態	任意入院	医療保護入院	応急入院	措置入院	緊急措置入院
精神保健福祉法		第20条	第33条	第33条の7	第29条	第29条の2
対象者		自ら入院について同意する精神障害者	① 医療および保護のため入院の必要があると認められた精神障害者であり、法第20条（任意入院）の規定による入院が行われる状態でない。 ② 法第34条第1項の規定により移送された者	① 医療および保護の依頼があった者について、急速を要し、その家族等の同意を得ることができない場合において直ちに入院させなければその者の医療および保護を図る上で著しく支障があると認められた精神障害者 ② 法第34条第3項の規定により移送された者	医療および保護のため入院させなければその精神障害のため自身を傷つけ又は、他人に害を及ぼすおそれがあると認められた精神障害者	措置入院の要件に該当すると認められる者について、急速を要し、措置入院の手続きを採ることができない場合において直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は、他人に害を及ぼすおそれが認められた精神障害者
入院時における手続き等		本人の同意	① 精神保健指定医の診断(*1) ② 家族等のうちいずれかの者の同意。※「家族等」とは配偶者、親権者、扶養義務者、後见人・保佐人をいう	① 精神保健指定医の診断(*1)	① 2名以上の精神保健指定医の診断 ② 指定医は、厚生労働大臣の定める基準に従い判定 ③ 県職員の立会い ④ 現に保護の任に当たっている者の立会いが可能	① 1名の精神保健指定医の診察 ② 県職員の立会い
入院期間			3か月以内(*2)	72時間以内 (*1)		72時間以内
入院施設		精神科病院（精神病床）	精神科病院（精神病床）	応急入院指定病院	① 国・県立の精神科病院（東尾張病院・県精神医療センター等） ② 指定病院	① 国・県立の精神科病院（東尾張病院・県精神医療センター等） ② 指定病院
退院時における手続き等		① 退院は本人の意思 ② 患者の症状により72時間に限り退院制限を行うことができる。(*1)	① 他の入院形態への移行、入院の必要性の消失により退院 ② 退院後10日以内に県知事に届出	① 他の入院形態への移行、又は上記入院の必要性の消失により終了	① 措置症状の消失により措置解除 ② 指定医の診察 ③ 措置症状が消失した際には届出し	知事から入院措置をとらない旨の通知を受けた時、又は72時間以内に入院措置をとる旨の通知がない時
県知事への入院時の届出、病状の報告			① 入院後10日以内に県知事に届出 ② 入院継続する場合、入院後3か月⇒3か月⇒6か月目に更新届	入院後直ちに届出	① 措置入院決定報告書 ② 入院後3か月に定期病状報告 ③ 入院後6ヶ月ごとに定期病状報告	
権利の告知		○	○	○	○	○
医療審査会への請求	退院	○	○	○	○	○
	処遇	○	○	○	○	○

(\*1) 精神科病院（一定の基準を満たす）の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師（一定の基準を満たし、登録された医師）に診察させることができるが、その場合の退院制限や入院は12時間に限られる。

(\*2) 入院期間の更新により、通算の入院期間が6か月以上の場合は6か月以内

(イメージ) 例えばこんな状態の人に対しては	予想される対応と入院形態
息子の家庭内暴力に困った家族が、やっとのことで本人を精神科病院に連れてきた。家族は息子を入院させたいと言っている。	
雨の公園に半裸で立ちすくんでいた人が警察に保護された。ポーっとして呼びかけても反応がない。身元を示すものも持たず、家族とも連絡がつかない。	
(その後、上の人のズボンのポケットをよく探したら、精神科クリニックの受診券があった。)	
駅の構内で内容の分からないことを叫んでいる人が警察に保護された。その際、駅の備品を壊し、ガラスも割ってしまった。現在もかなりの興奮状態にある。	